

## 水道使用の申し込みに関する規程

令和3年3月14日改正施行

(目的)

第1条 本規程は、本会規約(細則)第38条の規定により定める。

(水道使用の申込み)

第2条 水道使用を希望する者は、本会規約の遵守を誓約の上、所定の水道使用申込書を委員長に提出し、その承認を得なければならない。

2 退会した会員宅の量水器が残置され、建築業者等から一時的な水道使用の申込みがある時、事務所長は料金等水道使用の取引条件を明確にした上で、委員長の承認を得て水道使用を認めることとする。

3 事務所長は水道使用が認められた者に対して、取引条件・遵守事項等を明記した所定の文書を手交し、適正に水道使用することを指示する。

(規程の改廃)

第3条 本規程の制定・改廃は、委員会の審議・決議を経て行うものとする。

(施行期日)

第4条 本規程は、令和元年6月9日から施行する。

付 則

1. この規程は、令和3年3月14日から改正施行する。